２０２６／１０／２１　０９：２９　現在の情報です。

専有部分の家屋番号	５７－１　５７－１０１　５７－２０１　～　５７－２０６　５７－３０１　～　５７－３０６ ５７－４０１　～　５７－４０６　５７－５０１　～　５７－５０６　５７－６０１　～ ５７－６０６　５７－７０１　～　５７－７０６　５７－８０１　～　５７－８０６　５７－９０１ ～　５７－９０６　５７－１００１　～　５７－１００４

表　題　部　（一棟の建物の表示）	調製	平成８年１月２５日	所在図番号	余　白

所　在	小樽市山田町　５７番地	余　白
建物の名称	朝日プラザハーバービュー小樽	余　白

①　構　造	②　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄筋コンクリート造陸屋根１０階建	１階　２２６：８８ ２階　３７６：５２ ３階　３７６：５２ ４階　３７６：５２ ５階　３７６：５２ ６階　３７６：５２ ７階　３７６：５２ ８階　３７６：５２ ９階　３７６：５２ １０階　３７６：５２	余　白
余　白	余　白 ： ： ：	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成８年１月２５日

表　題　部　（敷地権の目的である土地の表示）

①土地の符号	②　所　在　及　び　地　番	③地　目	④　地　積　㎡	登　記　の　日　付
１	小樽市山田町５７番	宅地	８８７：０４	平成２年１２月７日

表　題　部　（専有部分の建物の表示）	不動産番号	４３０４０００１５２２７１
家屋番号	山田町　５７番の６０２	余　白
建物の名称	６０２号	余　白

①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造１階建	６階部分　４１：９８	平成２年１１月９日新築
余　白	余　白	余　白 ： ： ：	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成８年１月２５日

表　題　部　（敷地権の表示）

①土地の符号	②敷地権の種類	③　敷　地　権　の　割　合	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	所有権	２７万５９１分の４１９８	平成２年１１月９日　敷地権 〔平成２年１２月７日〕

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	平成２年１２月１２日 第１７０１０号	原因　平成２年１１月９日売買 所有者　横浜市栄区小菅ケ谷町１７５０番地１７ 戸　塚　武　和 順位１番の登記を移記
付記１号	１番登記名義人住所変更	令和８年１月２０日 第２６５号	原因　平成６年１１月２７日住所移転 住所　横浜市栄区小菅ケ谷二丁目２５番５号
	余　白	余　白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成８年１月２５日

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	抵当権設定	平成２年１２月１２日 第１７０１１号	原因　平成２年１１月２８日金銭消費貸借平成２年１２月１２日設定 債権額　金１，４５０万円 利息　年８・４６％（ただし１ケ月に満たない

			場合は年３６５日日割計算） 損害金　年１４％年３６５日日割計算 債務者　横浜市栄区小菅ケ谷町１７５０番地１７ 戸　塚　武　和 抵当権者　東京都千代田区有楽町一丁目７番１号 日本ハウジングローン株式会社 順位１番の登記を移記
付記１号	１番抵当権移転	平成９年７月７日 第７３２２号	原因　平成８年１０月１日債権譲渡 抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社住宅金融債権管理機構
	余　白	余　白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成８年１月２５日
２	１番抵当権抹消	令和８年１月２０日 第２６６号	原因　令和７年１２月８日弁済

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。